

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：農業費 目：農山村振興費

事業名 野生鳥獣保護管理推進事業費補助金 (カワウ等被害対策支援事業)

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農村振興課 鳥獣害対策室 鳥獣害対策係 電話番号：058-272-1111(内 3176)

E-mail：c11427@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 24,000 千円 (前年度予算額：24,000 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	24,000	0	0	0	0	0	24,000	0	0
要求額	24,000	0	0	0	0	0	24,000	0	0
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

70年代には木曾三川下流域でわずかに見られたカワウは、90年代には益田川などの内陸部でも見られるようになった。近年その飛来・生息数も急激に増加し、ほぼ県内全域でカワウが確認されている。また、カワアイサは昭和56年以前には県内にほとんど生息していなかったが、昭和60年代以降急激に生息数が増加し、平成8年以降は400~500羽で推移している。

カワウ及びカワアイサは魚食性の鳥であり、漁協が放流する鮎やアマゴ等を含む水産資源への食害の影響は著しく、漁獲量減少の一因ともなっている。

こうした状況の中、カワウ及びカワアイサの飛来地等において、捕獲によりカワウ及びカワアイサの個体数を減少させるとともに、追い払いを実施し、漁業被害だけでなく、希少魚の保護を含めた河川生態系の保全を図る。

(2) 事業内容

ア 事業実施主体

市町村、岐阜県漁業協同組合連合会、漁業協同組合(第5種共同漁業権の免許を受けた組合に限る)、特定非営利活動法人、地域協議会(市町村及び関係機関等で構成)

イ 事業の内容

- ・カワウ及びカワアイサ飛来地等における捕獲及び追い払い等の被害対策の実施
- ・岐阜県漁業協同組合連合会及び漁業協同組合(第5種共同漁業権の免許を受けた組合に限る)職員の狩猟免許取得支援等の実施

(3) 県負担・補助率の考え方

補助率 10 / 10 以内で予算の範囲内の額
補助限度額 (1 団体につき) 1,500 千円

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
補助金	24,000	カワウ等の捕獲、追い払い等の被害対策に係る経費の補助 (26 事業主体 (R3 見込み) × 約 92 万円 / 1 事業主体)
合計	24,000	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

○ぎふ農業・農村基本計画 (平成 28 ~ 令和 2 年度)

第 5 章 政策の方向性

2 売れるブランドづくり

(3) 鮎王国ぎふの復活 ① 漁獲量の増加

○岐阜県カワウ被害対策指針 (平成 28 年 3 月)

第 2 章 カワウ被害軽減の目標と対策

2 対策

(2) 実施方法 ① 実施内容 ・カワウの飛来地対策の実施

○清流の国ぎふ森林・環境税 (平成 29 年度 ~ 平成 33 年度)

② 自然生態系の保全と再生 野生鳥獣保護管理推進事業

カワウの捕獲 3,200 羽 / 5 年

(2) 国・他県の状況

・特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き (カワウ編) の策定 (環境省)

・伊崎国有林の森林管理におけるカワウ対策方針の策定 (滋賀森林管理署)

・カワウ保護管理計画等の策定 (滋賀県他 2 都府県)

(3) 後年度の財政負担

カワウ等対策の目標は漁業協同組合が受忍できる程度にカワウ等の個体数を減少させ、これを維持することである。カワウ等の根絶そのものは難しく、毎年隣県から移入もあることから、経年的な予算措置が必要である。

(4) 事業主体及びその妥当性

飛来地に位置し、直接被害を受ける漁業協同組合が事業を実施するのは妥当である。一方でカワウは 1 日の行動範囲が 15 ~ 25 キロメートルあり、市町村をまたぐ広域的な捕獲対策が必要なため、県が中心となって捕獲の取組みを進めるとともに、その成果も踏まえ、広域対策を行う枠組みづくりを進める必要もある。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

補助事業名	野生鳥獣保護管理推進事業費補助金 (カワウ等被害対策支援事業)
補助事業者(団体)	市町村、岐阜県漁業協同組合連合会、漁業協同組合(河川漁協に限る。)、NPO法人、地域協議会
補助事業の概要	(目的) カワウ及びカワアイサの飛来地等において、銃器による捕獲を中心にカワウ及びカワアイサの個体数を減少させることで、漁業被害だけでなく、希少魚の保護を含めた河川生態系の保全を図る。 (内容) ・カワウ及びカワアイサ飛来地等において実施する銃器による駆除及び効率的な駆除に資する追い払いに対する支援。 ・漁業関係者(県漁連、各漁協)の主体的なカワウ対策を促進するため、漁協職員の狩猟免許等取得を支援する。
補助率・補助単価等	定額 ・定率・その他(例:人件費相当額) (内容) 補助率 10/10以内で予算の範囲内の額 補助限度額 (1団体につき) 1,500千円
補助効果	河川漁業に被害を与えるカワウの個体数の減少
終期の設定	終期令和3年度(予定) (理由)「岐阜県カワウ被害対策指針」(平成28年3月)において、令和5年度までに被害を与えるカワウの生息数の半減を目標に取り組む対策の一つとして、清流の国ぎふ森林・環境税存続期間の終期まで継続して事業を行う。

(事業目標)

- ・終期までに何をどのような状態にしたいのか
被害を与えるカワウの個体数を減少させる。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (H28年度末)	目標 (R3年度末)	目標 (終期)
①カワウ等捕獲羽数	366	700	700

	H29 年度	H30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度 (要求)
補助金交付実績	13,706 千円	20,550 千円	20,550 千円	24,000 千円	24,000 千円
指標①目標	600	600	700	700	700
指標①実績	895	660	838	(未確定)	(未確定)
指標①達成率	149.2%	110%	120%	(未確定)%	(未確定)%

(前年度の成果)

令和元年度カワウ等捕獲実績 8 3 8 羽

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

事業取り組み団体で効果的な追い払い・飛来防止技術等の情報共有や地域・団体間で連携した捕獲の実施の検討。

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い △：必要性が低い

(評価) ○ 岐阜県カワウ等被害対策指針（平成 2 8 年 3 月）において、飛来地対策等の実施により被害軽減を図ることとしており、それらの支援を行う当事業の必要性は高い。

・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価) ○ 直近の令和元年度においては、目標羽数を上回る捕獲実績がある。

・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

○：効率化は図られている △：向上の余地がある

(評価) △ 事業取り組み団体で効果的な追い払い・飛来防止技術等の情報共有や地域・団体間で連携した捕獲の実施の検討が必要である。

(事業の見直し検討)

特になし。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由) カワウの根絶そのものは難しく、毎年隣県から移入もあることから、経年的な予算措置が必要である。